

日南町森林整備計画

樹立年月日

令和7年3月31日

自 令和 7年 4月 1日

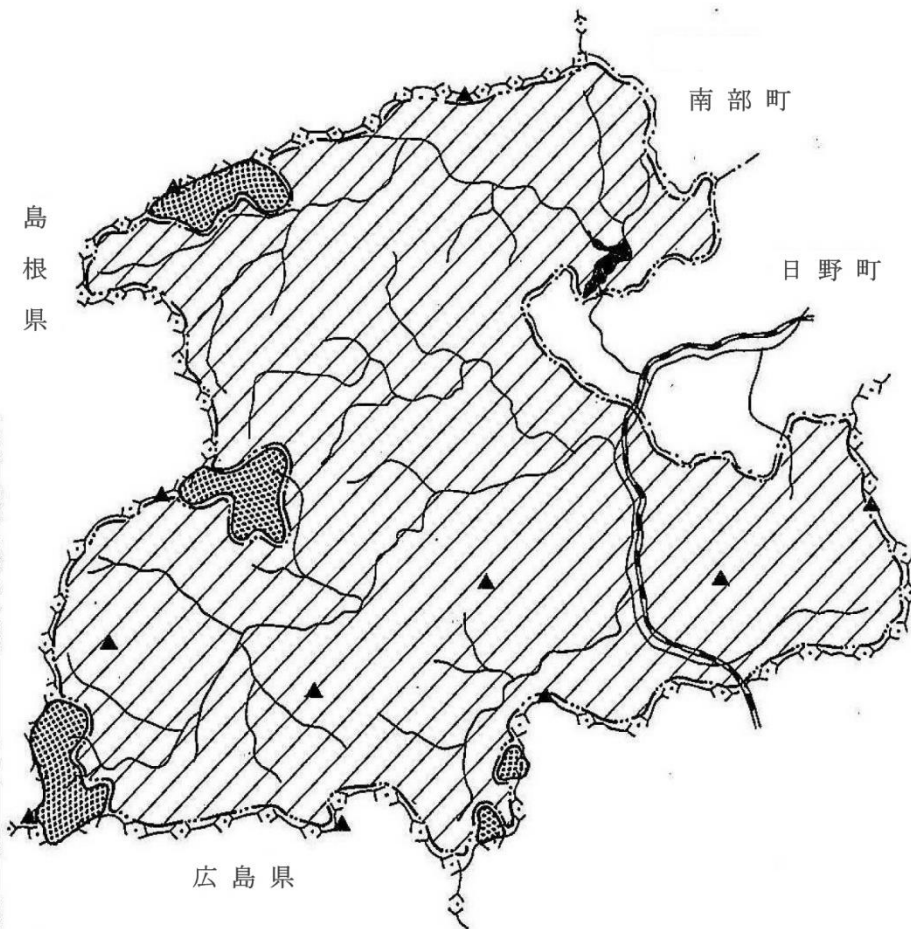
計画期間

至 令和17年 3月31日

鳥 取 県
日 南 町

森林整備市町村位置図

位置図



〈凡 例〉

- | | | |
|--------|---|-----------|
| 山 | 岳 | ▲ |
| 河 | 川 | — |
| 都道府県界 | | —+—+—+— |
| 森林計画区界 | | — · — · — |
| 市町村界 | | — · — · — |
| 民有林 | | ▨ |
| 国有林 | | ▩ |
| 鉄道 | | ■ |

縮尺20万分の1

目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
3	森林施業の合理化に関する基本方針	3
II	森林の整備に関する事項	
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	4
1	樹種別の立木の標準伐期齢	4
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	4
3	その他必要な事項	5
第2	造林に関する事項	5
1	人工造林に関する事項の方針	5
2	人工造林に関する事項	6
3	天然更新に関する事項	7
4	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	8
5	森林法第10条の9第4項の規程に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	8
6	その他必要な事項	8
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び 保育の基準	9
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	9
2	保育の種類別の標準的な方法	9
3	その他必要な事項	10
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	10
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法	10
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域内及び 当該区域における施業の方法	11
3	その他必要な事項	11
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	12
1	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針	12
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	12
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	12
4	森林の経営管理制度の活用に関する事項	12
5	その他必要な事項	12
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	12
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	12
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	12
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	12
4	その他必要な事項	13
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	13
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	13

2	路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	13
3	作業路網の整備に関する事項	13
4	その他必要な事項	15
第8	その他必要な事項	15
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	15
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械導入の促進に関する事項	16
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	17
III	森林の保護に関する事項	
第1	鳥獣害の防止に関する事項	18
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	18
2	その他必要な事項	18
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	18
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法等	18
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	19
3	林野火災の予防の方法	19
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	19
5	その他必要な事項	19
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	
1	保健機能森林の区域	20
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	20
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	20
4	その他必要な事項	20
V	その他森林の整備のために必要な事項	
1	森林経営計画の作成に関する事項	21
2	生活環境の整備に関する事項	22
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	22
4	森林の総合利用の推進に関する事項	22
5	住民参加による森林の整備に関する事項	22
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	23
7	その他必要な事項	23
別表1		24
別表2		28

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は、鳥取県の南西部に位置し、東部には岡山県新見市、南部は中国山地を県境として広島県庄原市に接し、北部、西部は島根県に接する山岳の中腹に位置している。

本町の総面積は 34,096 ha であり、国有林を含む森林面積は 30,844 ha で、総面積の 90% を占めている。民有林面積は 29,538 ha で、そのうちスギを主体とした人工林の面積は 20,485 ha であり人工林率 69% と県平均の 54% を上回っており、46 年以上の伐期齢の林分が 14,012 ha と 68% を占めている。1～2 齢級の幼齢林分が 164 ha と 1% 以下しかなく、皆伐・再造林を適正に実施していくことが重要である。

しかしながら、国産材需要は増加傾向にあるものの、材価の低迷、林業従事者の減少、高齢化等に起因して林業生産活動が全般にわたって遅延し、間伐、保育等が適期に実施されていない森林が増加している。このため、森林組合、森林所有者等が一体となって計画的に間伐を主体とした森林整備を積極的に進めることとし、その基盤となる路網を推進する。町立林業アカデミーによる人材育成にも取り組み、安全・環境に配慮した、次世代の林業従事者を要請している。更に今後は森林組合等による施業の実施体制、林業関連事業体の育成、関連施策の積極的活動等を図り、森林整備の目標達成に努める。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林整備の基本的な考え方を実現していくため、地域の森林の内容並びに森林に関する自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案の上、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて、「水源かん養機能」、「山地災害防止/土壌保全機能」、「快適環境形成機能」、「保健・レクリエーション機能」、「文化機能」、「生物多様性保全機能」、「木材等生産機能」に区分し、それぞれ次のとおり森林整備の推進を図ることにより、望ましい森林の姿に誘導するよう努めるものとする。

森林の有する機能	望ましい森林資源の姿
水源かん養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設が整備されている森林。
山地災害防止機能 /土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が差し込み、下層植生とともに樹木の根が広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。
快適環境形成機能	樹高が高く下枝が密に着生しているなど遮断能力が高く、かつ風害、潮害等の諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の吸着能力が高く、かつ抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成されている森林。
保健・レクリエーション 機能	自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、湖沼、溪谷等の観光的に魅力のある自然景観を有する森林や、必要に応じてキャンプ場や自然公園等の保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林。
生物多様性保全機能	全ての森林が発揮するものであるが、属地的に機能が発揮されるものを示せば、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林。陸域・水域にまたがり特有の森林が生育・生息する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林。

木材等生産機能	林木の生育に適した森林土壌を有し、適切な林分密度を保ち、形質の良好な林木からなる生長量の多い森林であり、林道等の生産基盤が適切に整備されている森林。
---------	--

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方向

森林の区分	森林整備の推進方向
水源かん養機能	洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とすると共に、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、自然条件や町民等のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進することとする。
山地災害防止機能/ 土壌保全機能	災害に強い基盤を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業推進するとともに、高齢級の森林への誘導を推進することとする。また、自然条件や町民等のニーズ等に応じ天然力も活用した施業を推進することとする。 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流失防備等の機能が十分に発揮されるよう、適切な管理を推進することとする。
快適環境形成機能	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。
保健・レクリエーション機能	町民に憩いと学びの場を提供する観点から、多様な樹種等からなり、観光的に魅力ある自然景観や保健・教育活動に適した森林を整備する。 森林施業の推進に当たっては、強度間伐・択伐により広葉樹化を図ることとする。
文化機能	美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が成育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。
木材等生産機能	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、階級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐の実施を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。 この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする

3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林所有者に対する施業内容やコストの提案を行うなど、普及・啓発活動を強化し、森林所有者や森林経営の受委託者等の合意形成を図ることで、森林施業の共同化及び森林経営の受委託等を促進する。

また、地形に合った機械作動システムの導入・定着やオペレーターの養成、林業労働者の確保・育成を図り、低コスト化や効率的な路網整備を行うこととする。

施業を適切に行っていない森林所有者が多い地域にあつては、林業事業体や森林組合等による経営の受委託を促進する。この際、施業内容やコストを提案し、施業意欲を喚起するよう努めるものとする。また、特に、不在村森林所有者の多い地域では、当該所有者に対する普及・啓発活動を強化し、森林経営委託の推進に努める。

さらに、森林GISの活用や地籍調査との連携により、森林境界の明確化を進め、所有者情報や施業履歴などの森林情報を整備・管理することにより、県内の動向を把握し、森林経営の規模の拡大を図ることとする。

2の森林整備を推進する上で重要となる林業労働力について、施業実施の主体である本町の森林組合を中心とし、着実な間伐実施が重要課題となっている。本格的な利用期を迎えた林分が多くなっていること等から、高性能林業機械の導入も含め、伐採を計画的・効率的に実施するための体制整備を推進するものとする。

適切な森林整備の実施を推進するにあたり森林組合等林業関係団体、鳥取県林業担当部局、森林所有者、森林管理署等の相互の連携をより一層密にし、森林施業の共同化、林業後継者の育成、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備など、長期展望に立った林業諸施策の総合的な実施を計画的に推進するものとする。また、講習会等を通じて技術指導、啓蒙普及に努めるとともに、国、県の補助事業、森林・山村対策及び、国土保全対策等の地方財政措置を含む事業の積極的活用を図り、森林整備の推進を図るものとする。

Ⅱ 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

立木の標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定め、制限林の伐採規制等に用いる。ただし、標準伐期齢に達した時点で森林の伐採を義務付けるものではない。

立木の標準伐期齢は、次のとおりである。

地域	樹種						
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ	コナラ	その他 広葉樹
町内全域	40年	45年	35年	45年	10年	10年	20年

注）マツとはアカマツ及びクロマツ、カラマツをいう。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

主伐に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付2林整整第1157号林野庁長官通知）、「伐採作業と造林作業の連携等に関する指針」及び「主伐と更新等に関する手引き」（令和元年6月21日付第201900081662号鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課長通知）を踏まえ、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととする。この際、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとする。また、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとする。特に、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進する。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮することとする。

さらに、林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持並びに溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹林帯を設置することとする。なお、立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、日南町森林整備計画において、本指針を踏まえ、立木竹の伐採を行う際の規範として定められるものである。

ア 皆伐

（ア）皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20ヘクタールごとに保護帯を設け適確な更新を図る。

（イ）皆伐の時期については、標準伐期齢を越えた森林が急増する森林構成を踏まえ、公益的機能の発揮に留意しつつ、持続可能な木材等資源の利用を図ることとし、多様な木材需要に対応した林令で伐採するものとする。

（ウ）伐採後地については、ぼう芽による更新が確実な林分を除き、適確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気候土壌等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽すること。

また、ぼう芽による更新を行う場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき、植込みを行うこととする。

（エ）皆伐天然更新を行う場合は、1箇所当たりの伐採面積及び伐採箇所は人工造林の場合に準ずるが、更新を確保するため伐区の形状、母樹の保存等位について配慮し、ぼう芽更新の場合は、良好なぼう芽を発生させるため11月から3月までの間に伐採するものとする。

人工造林の生産目標ごとの主伐の時期は、下表の期待径級を目安として定めるものとする。

地 域	樹 種	生産目標	期待径級 (cm)
日南町全域	ス ギ	心持ち柱材	18
		一般建築材	26
		造 作 材	34
	ヒノキ	心持ち柱材	18
		一般建築材	26
		造 作 材	34
	マ ツ	一 般 材	18
		梁 桁 材	28

イ 択伐

- (ア) 択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、単木・帯状又は群状を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。
- (イ) 森林の生産力及び公益的機能の増進が図られる林型に誘導する事を目標に適正な繰り返し期間とし、伐採率は30パーセント以下（伐採後の造林が人工植栽による場合にあっては40パーセント以下）を基準とすること。

3 その他必要な事項

○主伐を見合わせるべき立木の樹種別の年齢

主伐を見合わせるべき立木の樹種別の年齢は、森林資源の確保及び生産の増進を確保するため、生育途上にある立木が当該年齢に達するまでは主伐を見合わせることにするものであり、次に示すとおりとする。

地域	樹種			
	ス ギ	ヒ ノ キ	マ ツ	その他 針葉樹
町内全域	40年	45年	35年	45年

注) 下記の森林は除く

- (ア) 保安林、保安施設地区内の森林、森林法施行規則第7条の2各号に掲げる森林及び原生自然環境保全地域内の森林であって立木の伐採について、禁止され、又は伐採の年齢について制限のある森林。
- (イ) 特用林及び自家用林。
特用林とは、森林法第10条の8第1項に第7号の規定により指定された森林。
自家用林とは、森林法第10条の8第1項に第8号の規定により指定された森林。
- (ウ) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分としてⅢの第2の5の(1)で定める森林。
- (エ) 試験研究の目的に供している森林その他これに準ずる森林。
- (オ) 森林保健機能増進計画に記載されている森林保健施設の位置に存する森林。

第2 造林に関する事項

1 造林に関する事項の方針

花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木）

木及び特定苗木をいう。以下同じ。)の植栽、広葉樹の導入等に努めることとする。

2 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林をすべき樹種は、日南町の区域内の森林の自然条件及び木材の利用状況を勘定して、スギ、ヒノキ、マツ類等の信用樹及び有用な広葉樹の中から最も適合する樹種を定めるものとする。なお、苗木の選定に当たっては、特定苗木などの成長や形質に優れた苗木や花粉の少ない苗木の導入に努めることとする。

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ、クヌギ、コナラ、ケヤキ等	適地適木の選定

注) 定められた樹種以外の樹種以外を植栽しようとする場合は、県の林業改良指導員又は町林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択する。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

植栽本数は、主要樹種について、下表の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び施業体系を勘案して定めるものとする。

なお、複層林化や混交林化を図る場合の樹下植栽について、それぞれの地域において定着している複層林や混交林に係る施業体系がある場合はそれを踏まえつつ、標準的な植栽本数のうち「疎仕立て」に相当する本数に、下層木以外の立木の伐採率（樹冠占有面積又は材積による率）を乗じた本数以上を植栽する。

また、定められた標準的な植栽本数と乖離して植栽しようとする場合は、県の林業改良指導員又は町林務担当部局とも相談の上、適切な植栽本数を判断する。

樹 種	仕 立 て 方 法	植 栽 本 数 (本 / h a)
スギ、ヒノキ、マツ、 クヌギ、コナラ、ケヤキ等	中仕立て	3, 0 0 0
	疎仕立て	1, 5 0 0

イ その他人工造林の方法

区 分	標準的な方法
地 拵 え の 方 法	植え付けの障害となる雑草木、ササ類等の刈払い及び伐採木の末木枝条を取り除き、苗木の植え付けを容易にする。 急傾斜地においては、伐採木の株を利用して、末木枝条で棚積みを行い雪崩、山地崩壊防止を図る。
植 付 け の 方 法	苗木を植栽する穴は、深めに掘り、根を広げて土と根をなじませ、掻き出した土を戻す。苗木の回りを適度に踏みつけ、乾燥を防ぐため落葉等で苗木の根元を覆う。
植 栽 の 時 期	苗木の生長活動の盛んな時期の植え付けは避け、春植えにおいては苗木の生長が始まる直前に、また秋植えにおいては苗木の生長が終わる頃に行う。なお、ポット苗等による植え付けはこの限りではない。

なお、地拵え、植付けについては特定苗木やコンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム低密度植栽の導入により、期間短縮による育林コストの低減また林地荒廃の防止に努めることとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林資源の積極的な造成とともに、林地の荒廃を防止するため、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林と定められている伐採跡地では、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に造林を行うこととする。ただし、択伐により広葉樹林化、針広混交林化等の多様な森林へ誘導する場合は、伐採が終了した日を含む翌年度の初日から起算して5年以内に造林を行うこととする。

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている森林以外の伐採跡地では、伐採が終了した日を含む翌年度の初日から起算して5年後までに適確な更新がなされない場合は、その後2年以内に造林を行うこととする。

3 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととする。

なお、天然更新の期待成立本数、天然更新すべき立木の本数、天然更新の完了を確認する方法等については、「天然更新完了基準」（平成19年6月18日付第200700047753号鳥取県農林水産部林政課長通知）を用いるものとする。

(1) 天然更新の対象樹種

区 分	樹 種 名	備 考
天然更新の対象樹種	アカマツ	適地適木の選定
ぼう芽による更新が可能な樹種	ナラ類、ケヤキ、サクラ等	適地適木の選定

注) 定められた樹種以外の樹種以外を植栽しようとする場合は、県の林業改良指導員又は町林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択する。

(2) 天然更新の標準的な方法

(ア) 天然下種更新

笹や粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所では、末木枝条類の除去又はかき起しを行うこと。発生した稚樹の生育を促進するための刈り出しを行うほか、更新の不十分な個所には植込みを行うこととする。

(イ) ぼう芽更新

ぼう芽の優劣が明らかとなる3・4年目ごろに、根又は地際から発生しているぼう芽を1株当たりの仕立て本数を3～4本を目安として、ぼう芽整理を行うこととすること。

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹 種	期 待 成 立 本 数
アカマツ、ナラ類、ケヤキ、サクラ等	「天然更新完了基準」（平成19年6月18日付第200700047753号鳥取県農林水産部林政課長通知）に定める期待成立本数による。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

樹 種	標準的な方法
地 表 処 理	ササの繁茂や枝条の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所については、掻き起こしや枝条整理等を行い、種子の定着及び発育の促進を図るものとする。
刈 り 出 し	天然幼稚樹の生育がササ等の下層植生によって阻害されている箇所については、幼稚樹の周囲を刈り払い幼稚樹の成長の促進をはかるものとする。

植 込 み	天然下種更新及びぼう芽更新の不十分な箇所については、経営目標等に適した樹種を選定して植え込みを行うものとする。
芽 か き	ぼう芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況により必要に応じて優良芽を1株あたり2本残すものとし、それ以外を掻き取るものとする。

ウ その他天然更新の方法

天然更新の完了については、「天然更新完了基準」（平成19年6月18日付第200700047753号鳥取県農林水産部林政課長通知）を用いるものとし、更新すべき立木の本数に満たず、天然更新が困難であると判断される場合には天然更新補助作業又は、人工造林により確実に更新することを図ることとする。

（3）伐採跡地の天然更新をすべき期間

天然更新によるものは、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復のため、早期に更新を図るものとし、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日までに更新の完了基準に基づき、県又は町による更新状況の確認を受けるものとする。更新補助作業が必要な場合、森林所有者は芽掻き、刈出し、補植等を行い確実な更新が図られるように努めるものとする。

4 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

（1）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な幼稚樹の生育状況、林床や地表の状況、病虫害及び鳥獣害の発生状況、当該森林及び近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況等を勘案して、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しないことから天然更新が期待できない森林について、植栽により適確な更新を確保することとする。

なお、人工林については原則として植栽による更新を行うものとする。

（2）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森 林 の 区 域	備 考
<該当なし>	

5 森林法第10条の9第4項の規程に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

（1）造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

本計画第2の1の（1）による。

イ 天然更新の場合

本計画第2の2の（1）による

（2）生育しうる最大の立木の本数

「天然更新完了基準」（平成19年6月18日付第200700047753号鳥取県農林水産部林政課長通知）で定める期待成立本数とし、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を更新する。

6 その他必要な事項

○造林未済地の解消について

公益的機能の発揮、地球温暖化防止のために、再造林されないまま放置されている人工林伐採跡地(造林未済地)の解消に努めることとする。また、新たな造林未済地が発生しないように、伐採後の適切な更新を行う。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐とは、原則として、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになり、うっ閉し（樹冠粗密度が10分の8以上になること）、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採の方法であって、材積にかかる伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠粗密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものとする。

森林の立木における生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、下表に示す内容を基礎とし、既往における間伐の方法を勘案して、立木の競争状態等に応じた間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法により実施することとする。

間伐の繰り返し期間、間伐率の設定に当たっては、人工林の齢級構成、直近の間伐の実施状況を考慮し、保育間伐の遅れが著しい森林に対しては、気象災害に十分注意する。

高齢級間伐（7齢級以上の間伐）について、既往の長伐期施業（大径木）だけでなく、保育の遅れた森林について、積極的に導入することとする。

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹 種	施 業 体 系	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)				標準的な方法	備 考
		初 回	2 回 目	3 回 目	4 回 目		
ス ギ	大 径 材	15～20	25～30	35～45	50～60	原則としてスギ林分密度管理図を利用する。	
	一 般 材	15～20	25～35				
ヒ ノ キ	大 径 材	15～20	25～30	40～50	60～70	原則としてヒノキ林分密度管理図を利用する。	
	一 般 材	15～20	25～35				

※原則として、間伐の間隔は、スギの標準伐期齢未満で10年、標準伐期齢以上で15年、ヒノキの標準伐期齢未満で10年、標準伐期齢以上で20年とする。

2 保育の種類別の標準的な方法

標準的な方法

ア 下刈り

下刈りは植栽木の生育状況、林床植物の種類とその繁殖状況によって、総合的に判断して実施する。

イ つる切

クズ等の繁殖状況によって下刈り、除伐と併せて行う等適切に実施する。

ウ 除伐

植栽木の生育を阻害し、又は阻害する恐れのある植栽木以外の樹種及び植栽木のうち形質不良木を除去するものとする。

ただし、植栽木以外の樹種であっても植栽木の成長に支障のない限り有用なものは残して、育成するよう努めるものとする。

エ 枝打ち

病虫害等の発生を予防するとともに、植栽木の生産目標、生育状況を考慮して枝打ち高、回数等を定め、10月初旬から4月下旬までに実施する。

オ 間伐

原則として、間伐の間隔は、スギの標準伐期齢未満で10年、標準伐期齢以上で15年、ヒノ

キの標準伐期齢未満で10年、標準伐期齢以上で20年とする

保育の作業種別の標準的な方法

樹種	保育の 種類	実 施 年 齢																	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16~20	21~25	26~30
スギ	下刈り	○	○	○	○	○	△	△	△	△	△								
	つる切							←	△	→		←	△	→					
	除伐									←	○	→			←	△	→		
ヒノキ	雪起こし	←						△								→			
	枝打ち											←		○		→	←	△	→

(注) △は必要に応じて実施する

3 その他必要な事項

<該当なし>

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

- (1) 水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、水源かん養機能維持増進森林という。）

ア 区域の設定

水源かん養保安林やダム集水区域、水源地周辺の森林、溪流地等の周辺に存する森林、水源かん養機能の評価区分が高い森林など、水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定めるものとする。

イ 森林施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期を延長すべき森林として主伐の時期を標準伐期齢に10年を足した林齢以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

- (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林、快適環境機能増進森林、保健機能維持増進森林という）

ア 区域の設定

次の①～③の森林について、維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定めるものとする。

①山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林や、山地災害危険地区や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能が高い森林。

②快適環境機能増進森林

<該当なし>

③保健機能維持増進森林

自然公園法第2条に基づく森林、保健保安林、文化材保護法に規定する史跡名勝天然記念物に関わる森林、キャンプ場等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林、保健文化機能の評価が高い森林。

イ 森林施業の方法

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のための有効な森林の構成の維

持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点から広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成配慮した施業を推進する。

これらの公益的機能の維持増進を特に図る必要がある場合は、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定める。それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を推進すべき森林とする。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

なお、保健機能維持増進森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、これを推進することとする。特定広葉樹は、郷土樹種を主体として、地域独自の景観及び多様な生物の生息・生育環境を形成する森林を構成する樹種を指定し、伐採については、常に特定広葉樹の立木の蓄積が維持される範囲において行うものとする。特定広葉樹以外の立木については、特定広葉樹が優勢となる森林を造成し、又はその状態を維持するための伐採を行うものとする。天然更新に必要な母樹がない森林など植栽によらなければ特定広葉樹の立木の生育を確保することが困難な森林の主伐跡地には、適確な本数の特定広葉樹を植栽し、また、天然更新が見込まれる場合においても、特定広葉樹の更新を確保するため、必要に応じ、刈出し、植込み等の更新補助作業を行うものとする。特定広葉樹の生育に必要な芽かき、下刈り、除伐等の保育を実施することとし、特に竹の侵入により特定広葉樹の生育が妨げられている森林については、継続的な竹の除去を行うものとする。

それぞれの森林の区域については別表2により定める。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

地 域	樹 種						
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針	クヌギ	コナラ	その他広
町内全域	64年	72年	56年	72年	16年	16年	32年

注) マツとはアカマツ及びクロマツ、カラマツをいう。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域内及び当該区域における施業の方法

ア 区域の設定

林木の育成に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定めるものとする。

なお、区域内において公益的機能別施業森林と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障が無いように定めることとする。

イ 森林施業の方法

木材等林産物を継続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

3 その他必要な事項

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

説明会等による施業実施協定の制度周知を図り、施業実施協定の参加を促進する。

(2) その他

<該当なし>

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

5ha未満の小規模所有が本町の森林面積の75%を占め経営が零細であることまた、不在村地主の増加等により施業が適切に実施されない森林が増加していることから、林業事業体や森林組合等による経営の受委託を普及・啓発活動により促進する。この際、施業内容やコストを提案し、施業意欲を喚起するよう務めるものとする。

また、森林クラウドの活用や林地台帳、地籍調査との連携により、森林境界の明確化を進め、所有者情報や施業履歴などの森林情報を整備・管理するとともに、施業の集約化に取り組む者に対する施業の受委託等に必要な情報の提供及び公開に努めることにより、町内の動向を把握し、森林経営の規模の拡大を図ることとする。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者等への長期の施業の委託等森林の経営の委託の働きかけ、森林の経営受委託等を担う林業事業体の育成、施業の集約化に取り組む者に対する森林の経営受託等に必要な情報の提供、助言及び斡旋に務め、森林の施業又は経営の受託等による経営規模の拡大を促進する。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

間伐等の森林施業に加え、路網整備や森林保護に関する項目を含む内容で森林経営の受委託等を行う。その際、森林の技術や知識を有した者と契約締結を進めるよう留意する。

4 森林の経営管理制度の活用に関する事項

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ。）を森林所有者自らが実行できない場合には、町が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林について意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については町が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進するものとする。

5 その他必要な事項

<該当なし>

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

団地的まとまりのある地域については、森林施業を計画的、効率的に行うため、町、森林組合、森林所有者等が地域ぐるみで森林施業の推進体制を整備するとともに、各団地に実行責任者たる団地リーダーを配置し、団地単位で間伐をはじめとする森林施業の実施に関する話し合いを行い、団地単位での森林施業の共同実施又は施業委託を図っていくこととする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

間伐、路網整備などの共同化を重点的に実施する。その推進にあたっては森林組合との連携、不在村森林所有者への働きかけを行うこととする。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

施業実施の共同化を効果的に促進するため、路網、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の

方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にすること。また種苗の共同購入等共同して行う施業の実施方法についてもあらかじめ明確にすること。さらに、明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は施業実施の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にすること。

4 その他必要な事項
＜該当なし＞

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

林道等路網の開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出を伴う間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の施業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとする。

また、林道整備の目的等を踏まえ、森林・林業及び林道整備の特性、現場条件等を勘案して、構造・規格等を決定する。

地形傾斜に応じた搬出方法や路網と高性能林業機械を組み合わせた効率的な作業システムの考え方

区 分	作 業 シ ス テ ム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ～15°)	車両系作業システム	35 以上	65 以上	100 以上
中傾斜地 (15° ～30°)	車両系作業システム	25 以上	50 以上	75 以上
	架線系作業システム	25 以上	0 以上	25 以上
急傾斜地 (30° ～35°)	車両系作業システム	15 以上	45 以上	60 以上
	架線系作業システム	15以上	0以上	15以上
急峻地 (35° ～)	架線系作業システム	5 以上	0 以上	5 以上

2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
＜該当なし＞

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日林野道第107号林野庁長官通知）及び鳥取県林業専用道作設指針（平成23年3月31日第201000207814号農林水産部長通知）に則り開設することとする。

また、林道整備の目的等を踏まえ、森林・林業及び林道整備の特性、現場条件等を勘案して、構造・規格等を決定するとともに、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備（路網改良を含む。）を推進することとする。

イ 基幹路網の整備計画

開設／ 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長及び箇所数	利用区 域面積	前半 5力年 の計画 箇所	対図 番号	備考
開設	自動車道	林道	神福	霞湯原	200m - 1 箇所	824ha			森林基幹道
開設	自動車道	林道	上萩山-新屋	窓山線	5,000m - 1 箇所	979ha	○		森林基幹道
開設	自動車道	林道	湯河	岩樋山	1,000m - 1 箇所	406ha			森林管理道
開設	自動車道	林道	湯河	稲積山 2	1,000m - 1 箇所	94ha			森林管理道
開設	自動車道	林道	神戸上	沢～佐貫谷	1,200m - 1 箇所	76ha			森林管理道
開設	自動車道	林道	花口	洞（2）	1,200m - 1 箇所	162ha			森林管理道
開設	自動車道	林道	宮内	大谷	1,300m - 1 箇所	80ha			森林管理道
開設	自動車道	林道	神福	太田奥	1,000m - 1 箇所	85ha			森林管理道
開設	自動車道	林道	河上	河上	1,000m - 1 箇所	171ha			森林管理道
開設	自動車道	林道	下石見	松本	1,000m - 1 箇所	153ha			森林管理道
開設	自動車道	林道	宮内	小熊井谷	400m - 1 箇所	146ha			森林管理道
開設	自動車道	林道	多里	灰谷	1,100m - 1 箇所	113ha			森林管理道
開設	自動車道	林道	福万来-宝谷	尾郷宝谷	1,200m - 1 箇所	404ha			森林管理道
開設	自動車道	林道	上萩山	下萩	1,200m - 1 箇所	76ha			森林管理道
開設	自動車道	林道	神戸上	明石山	1,200m - 1 箇所	110ha			森林管理道
開設	自動車道	林道	新屋	新山 2	1,000m - 1 箇所	183ha			森林管理道
開設	自動車道	林道	神戸上	洞（1）	1,000m - 1 箇所	47ha			森林管理道
開設	自動車道	林道	阿毘縁	解脱寺	1,000m - 1 箇所	193ha			森林管理道
開設	自動車道	林道	福塚	福塚	1,100m - 1 箇所	93ha			森林管理道
開設	自動車道	林道	菅沢	秋原呼子	1,100m - 1 箇所	117ha			森林管理道
開設	自動車道	林道	印賀	二部山	1,000m - 1 箇所	38ha			森林管理道
開設	自動車道	林道	折渡	熊サコ	1,000m - 1 箇所	164ha			森林管理道
開設	自動車道	林道	河上	木谷	700m - 1 箇所	129ha			森林管理道
開設	自動車道	林業専用道	湯河	野組	1,000m - 1 箇所	77ha			林業専用道
開設	自動車道	林道	多里	内方	1,000m - 1 箇所	80ha			森林管理道
拡張	改良		上萩山	窓山	1,500m - 4 箇所	979ha	○		幹線
拡張	改良		上萩山	船通山	1,500m - 1 箇所	1,087ha	○		幹線
拡張	舗装		湯河	道後山	4,500m - 1 箇所	160ha			その他
拡張	改良		神戸上	陰地	1,100m - 1 箇所	84ha			その他
拡張	舗装		神戸上	陰地	1,100m - 1 箇所	84ha			その他
拡張	改良		神戸上	花見山	600m - 1 箇所	22ha			その他
拡張	舗装		神戸上	花見山	600m - 1 箇所	22ha			その他
拡張	改良		神福	神戸中野	800m - 1 箇所	140ha			その他
拡張	舗装		神福	神戸中野	800m - 1 箇所	140ha			その他
拡張	改良		宮内	宮内東山	200m - 1 箇所	69ha			その他
拡張	舗装		宮内	宮内東山	200m - 1 箇所	69ha			その他
拡張	舗装		宮内	第2御明谷	1,100m - 1 箇所	119ha			その他
拡張	舗装		宮内	小熊井谷	1,800m - 1 箇所	288ha			その他
拡張	改良		花口	三本松	300m - 1 箇所	34ha			その他
拡張	舗装		花口	三本松	300m - 1 箇所	34ha			その他
拡張	改良		下石見	客奥	1,000m - 1 箇所	94ha			その他
拡張	舗装		下石見	客奥	1,000m - 1 箇所	94ha			その他

開設／ 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長及び箇所数	利用区 域面積	後半 5力年 の計画 箇所	対図 番号	備考
拡張	改良		印賀	栗谷	10m－1箇所	136ha			その他
拡張	改良		阿毘縁	大谷	10m－1箇所	79ha			その他
拡張	改良		矢戸	虚空蔵	10m－2箇所	218ha			その他
拡張	改良		宮内	小熊井谷	10m－1箇所	153ha			その他
拡張	改良		河上	長陽	10m－1箇所	218ha			その他
拡張	改良		新屋	津久谷	10m－1箇所	118ha			その他
拡張	改良		新屋	新山	30m－4箇所	289ha			その他
拡張	改良		新屋	野富	30m－4箇所	577ha			その他
拡張	改良		多里	畑ヶ谷	40m－4箇所	253ha			その他
拡張	改良		上萩山	半ノ目	10m－1箇所	167ha			その他
拡張	改良		宮内	姫谷	10m－1箇所	61ha			その他
拡張	改良		福万来	大谷頭	10m－1箇所	140ha	○		その他
拡張	改良		新屋	坂郷	30m－4箇所	792ha	○		その他
拡張	改良		宮内	第2御明谷	20m－1箇所	119ha			その他
拡張	改良		多里	灰谷	10m－1箇所	104ha	○		その他

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

基幹路網の適切な維持管理を図る観点から、「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め台帳を作成するとともに、管理者に適切な指導を行い、適正な維持管理を図ることとする。

（2）細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な作業路の整備は、林業機械の導入による労働強度の軽減を含め、生産性の向上による効率的な林業経営の改善を図る上で基盤となる施設である。

継続的な使用に供する森林作業道等の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点から鳥取県林業専用道作設指針（平成23年3月31日第201000207814号）及び鳥取県森林作業道作設指針（平成23年3月31日第201000193342号）に則り開設することとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

鳥取県森林作業道作設指針（平成23年3月31日第201000193342号）等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適切に管理する。

4 その他必要な事項

<該当なし>

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

新規就労者の雇用促進及び労働条件の改善と安定的な木材供給を支える生産管理能力の向上、持続的な森林経営に関する高度な知識の習得、熟年労働者の技術の若年労働者への伝承、新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着等、質及び量の両面における取組みが重要であり、また、林業労働者のみならず、林家の後継者等として新たに林業に従事する者についても林業の担い手として確保していく必要がある。

林業事業主体については、事業量の安定的確保、高性能林業機械の導入及びその活用と事業の合理化を進め、魅力ある職場として林業労働力の受け皿となっていくことが必要である。

具体的には、林業研修制度による、他地域からの町内への IJ ターンの促進と、町内林業事業体での雇用創出を進めることとする。

(1) 林業労働者の育成

各林業事業体が雇用する作業従事者について労働安全の確保、各種社会保険への加入等就労条件の改善に努めるとともに林業従事者に対し技術研修会・林業講習会等を開催し、林業技術の向上や各種資格を取得するための条件整備を行うこととする。

また、森林所有者や地域住民等を対象に行う林業体験等の取り組みを通じて森林・林業の社会的意義や役割・魅力等について積極的に紹介していくこととする。

(2) 林業後継者等の育成

ア 県内外の木材市況の動向把握に努め、情報を提供するとともに、木材消費の開拓について町としても検討することとし、林業経営の魅力を高めるようにすることとする。

イ 各種林業補助施策の導入について検討することにより、林業の活性化と林業従事者の生活環境の整備を図るとともに、林業技術等の啓発、普及及び後継者の育成に努めることとする。

ウ 活動拠点施設の整備

日南町立林業アカデミー

エ 平成 31 年度に開校した日本で唯一の町立人材育成機関である日南町立林業アカデミーにおいて、町と覚書を締結した県、国有林、森林組合、林業事業体等で構成されるサポートチームと連携して、国有林のフィールドを活用した林業知識の習得、林業事業体におけるインターンシップを通じた職業体験などを通じ、新たな林業従事者となる人材を育成していくこととする。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械導入の促進に関する事項

(1) 高性能機械の導入促進

森林施業の効率化や労働災害の減少を図るため、林業機械の普及宣伝、機械の共同利用等により、高性能林業機械の導入を促進するとともに、林地の傾斜等自然条件、路網の整備状況、事業量のまとまり等地域の特性に応じた作業システムの確立・普及及び林業機械の稼働率向上、林業機械オペレーターの養成を計画的に推進する。

(2) 高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作 業 の 種 類		現 状 (参 考)	将 来
伐 木 造 材	傾斜 30° 未満	チェンソー、プロセッサ ハーベスター、フォワーダ 多機能小型バックフォー グラップル付林内作業車	チェンソー、プロセッサ ハーベスター、フォワーダ 多機能小型バックフォー グラップル付林内作業車
	傾斜 30° 以上	チェンソー、プロセッサ 集材機、スイングヤーダ	チェンソー、プロセッサ 集材機、スイングヤーダ タワーヤーダ
造 林 保 育 等	地 拵、下 刈	人力、刈払機、グラップル	人力、刈払機、グラップル
	枝 打 ち	人力、自動枝打機、背負式枝打 機	人力、自動枝打機、背負式枝打 機

(3) 林業機械化の促進方策

林業機械の促進方策は、下記事項を重点的に推進し、林業における安全性の確保及び生産コストの低減を推進することとする。

①高性能林業機械の導入による森林施業の機械化の推進。

②高性能林業機械のオペレーターを育成するため県の実施する研修会等への積極的参加と林業における安全性の確保及び生産コストの低減を推進する。

3 林産物の利用の促進のために必要な整備に関する事項

施 設 の 種 類	現 状 (参 考)			計 画			備 考
	位 置	規 模	対図番号	位 置	規 模	対図番号	
チ ッ プ 工 場	下石見	15,000 m ²	①				木材団地
原 木 市 場	〃	40,000 m ²	①				〃
杉材処理加工施設	〃	15,000 m ²	①				〃
原 木 集 積 場	〃	20,000 m ²	①				〃
防腐防蟻LVL加工施設	〃	1,000 m ²	①				〃
コンテナ苗生産施設	阿毘縁	120,000 本	②				
採 種 園	阿毘縁		③				

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

野生鳥獣、特にニホンジカによる森林被害については、植栽したスギ、ヒノキや広葉樹の幼木の枝葉の食害、幹や根元部の樹皮の剥皮や摂食による若齢木や壮齢木の枯死及び商品価値の低下等の被害のほか、ササ等の下生植生の食害等による森林生態系への被害が発生する。

日南町においては、ニホンジカ等による被害は発生していないが、皆伐再造林が予定される箇所を中心に、被害の発生が予測される場合について、被害防止区域を定めるものとする。

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣により被害を受けている森林及び被害が生ずるおそれのある森林等について、その被害の状況や当該対象鳥獣の生息状況を把握できる全国共通のデータ等に基づき、鳥獣害防止森林区域を定めることとする。

(2) 鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、植栽木の保護措置又は、捕獲による鳥獣害防止対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせて推進するものとする。

なお、ニホンジカについての被害対策は特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進することとする。

鳥獣害防止対策の実施にあたっては、鳥獣保護管理施設や農業被害対策等と連携・調整するものとする。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施を行くこととする。

なお、防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努める。

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）誘因狙撃等の銃器による捕獲等の実施することとする。

2 その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認する方法を定めるとともに、鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には、森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止を図ることとする。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法等

(1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等による被害の早期発見及び早期駆除に努めることとする。特に松くい虫による被害について適確な防除の推進を図るとともに、被害の状況に応じ、被害跡地の復旧、抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換を図ることとする。防除実施計画については、森林病虫害等防除法に規定する諸計画による。

なお、森林病虫害等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要性が生じた場合等については、有識者の意見を聞きつつ、町長の判断により伐採の促進に関する指導等を行うこととする。

(2) その他

森林組合及び森林所有者等と連絡を取り被害の早期発見に努め、被害の可能性が確認された際には県等の関係機関と連携することにより適切な駆除を実施することとする。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

野生鳥獣による森林被害については、森林組合、森林所有者及び猟友会等と連絡を取ることにより早期発見に努め、被害の可能性が確認された際には県と連携することにより適切な被害防除対策または、駆除を実施することとする。

また、放置された里山や竹林は、野生鳥獣の集落への出没や農作業被害を誘発させているため、森林内の刈り払いや除伐等を行うことにより、緩衝帯としての機能を回復させ、出没しにくい環境づくりに務めることとする。

3 林野火災の予防の方法

山頂登山等森林への入り込みが増大する中で、関係機関と連携し火災予防の啓発指導をはじめ、違法行為の発見と指導に努めるものとする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れを行う場合は、森林法第21条第2項各号に掲げる目的に該当するものとし、日南町森林等火入れに関する条例に基づき火入れを実施するように指導することとする。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

＜該当なし＞

(2) その他

＜該当なし＞

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

森 林 の 所 在		森 林 の 林 種 別 面 積 (h a)						備 考
位 置	林 小 班	合 計	人 工 林	天 然 林	無立木地	竹 林	そ の 他	
大 宮	201A 他	1 3 5 6	8 9 6	4 5 8	1	1	0	
多 里	406A 他	1 2 2 4	3 5 4	8 5 1	19	0	0	
日 野 上	501A 他	4 8 3	2 5 4	2 2 3	5	1	0	
福 栄	625	1 0 1	7 6	2 5	0	0	0	
石 見	701H 他	9 0 1	5 2 0	3 7 1	8	2	0	
合 計		4065	2100	1928	33	4	0	

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

施業の区分	施 業 の 方 法
造 林	森林の保健機能の増進を図るため、周辺環境に適合した樹種を選定し造林する。
保 育	定めない。
伐 採	択伐を基本として、多様な樹種からなる保健機能森林の区域内の森林においては、自然環境の保全等に配慮しつつ、利用者の憩いの場となる森林に誘導するとともに、積極的に保健機能森林として整備し、機能の増進に努める。
その他	定めない。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

施 設 の 整 備
施設の整備に当たっては、自然環境の保全、国土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえ多様な施設の整備を行うものとする。

(2) 立木の期待平均樹高

樹 種	期待平均樹高(m)	備 考
ス ギ	18m	標準伐期齢時に期待する樹高
ヒノキ	16m	〃
広葉樹	10m	〃

4 その他必要な事項

<該当なし>

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載に関する事項

森林計画経営計画を作成するに当たり、以下の事項において適切に計画すること。

- ① 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林における主伐後の植栽。
- ② 公益的機能別施業森林の施業方法。
- ③ 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及び共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項。
- ④ 森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項。

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規程に基づく区域

区域名	林 小 班	区域面積 (ha)
山の上	101ABCDEFHIJKLMNOP, 102, 103C, 104, 105A, 106ABCDFGHL, 107ABCDEFHIJKL, 108, 109ABCEFGHIJ, 110BD, 111, 112, 113BCDE, 114ABCDE, 115AD, 116, 117A, 118C, 119A, 120ABD, 121, 122, 123ABD, 124, 125, 126, 127, 128, 129, 130AB, 202, 204, 205BCDE, 206, 207, 208ABD, 209, 210, 211BC, 212, 213, 216, 217ACDF, 218, 219ACDE, 220, 221, 222A, 223, 224, 225, 226, 227, 230ABCDF, 231, 232, 233, 234, 235, 236ABCDEGHIJKLMNOP, 237, 238A, 239A, 240, 241, 242, 244, 245, 246, 247, 248, 249, 250, 251BDEFGHIJ, 252ABCEFGHI, 253ABCEFGILM, 254ACD, 255, 256, 257ABC, 258, 259BCDF, 260, 261, 262ABD, 263, 264ACEFGHI, 302AC, 303BDE, 304A, 306ABGHI, 307EHNOP, 308, 309BCDEFGHIJ, 310BCDEF, 311DEGHIJKL, 312ABE, 313ABCEGHIK, 314B, 315, 316, 317, 318ACDEFJK, 319BCEGHIK, 320ABG, 321ABDEFGHIJKL, 322ABCDEF, 323ABFGIJ, 325A, 326A, 332BCDGI, 333, 334, 335, 336ACDEF, 337ABGH, 338ABCDEFHIJKLMNOPQR, 339BCD, 340A, 341, 342, 347A, 348CDEFGHIJKL, 349ABCEGH, 350ABCDEFHIJKLMNO, 351BCDEGI, 352ABCDEFHIJKLMNOPQ, 353ABDEFGH, 354, 355BCDE, 356, 357A, 358, 359, 360, 361, 362, 363AF, 364ABCEFG, 365BCFI, 366BCDEFGHI, 367BCDE, 368, 369BCDEFGHIJKLM, 370ABK, 371EI, 372ABC	5,080
多里	401, 402, 403, 404ABDEF, 405, 412BC, 413, 414, 415ADEF, 416, 417ABC, 418, 419, 420, 421, 422ACDEF, 423, 424BCEFG, 425, 426DE, 427AGH, 428, 429AC, 431A, 432A, 433A, 444B, 435BE, 436, 438, 439, 444ABE, 445BCDEGLJL, 446B, 447BCDEFGH, 448, 449, 450BCDEFG, 451BCHJKLM, 452ABDE, 453, 454ABEGHIJKLMNOP, 455B, 456ABCE, 457B, 458CD, 459BCEFGH, 460AB, 461BCDEFGH, 462ABCDEFHIJ, 463ABCDEFHIKLMNOQ, 464BCD, 465, 466, 467ACEFGH, 468BCD, 469, 470, 473BCDE, 474, 475, 476, 477, 478, 479	2,066
日野上	301ABCD, 501AE, 502ABFGHIJ, 503ABCDFGHI, 504, 505A, 506ABCEFGH, 507ABDG, 508BCD, 509BC, 510BC, 511ABGHI, 512, 513, 514, 515ABCDFGI, 516ABDEGHI, 517ABCDEF, 518ABCGHI, 519ABCDEGHJ, 520ABCDJLM, 521, 522, 523, 524, 526, 527, 528, 529, 530, 531, 532CDEGHIJ, 533ABCF, 534DEGHI, 535ADFGH, 536, 537, 538ABCDEHI, 539, 541CDEFGH, 542BCDGHJKLMNO, 543, 544BCDEF, 545, 546ACDE, 547C, 548, 549, 550BCDE	1,213

区域名	林小班	区域面積 (ha)
福栄	601, 602, 603CDEF, 604, 605ACD, 606ABEGHIK, 607ABCDEGHI, 608ABDEF, 609ABDEFGHIMNO, 610ABCDG, 611ABCDEHIJK, 612ACDghi, 613ACDEFG, 614, 615, 616D, 619B, 620, 621ACDEFHIJ, 622, 623, 624, 626C, 627ABD, 628, 629ABCEFGH, 630A, 631ACDEF, 632ABCEFGH, 633AEJL, 634BC, 636, 638A, 639ACDEG, 640GHIJ, 641, 642, 644, 645BDEJLMNOP, 646CDEFGHIJKMNO, 647, 648AGIJK, 649BCDEFG	557
石見	701, 702, 703ABCDEGHIJ, 704, 705ACD, 706, 707, 708, 709, 710, 711, 712, 713ACDE, 714, 715, 716B, 717, 718, 719, 720ACDE, 721, 722, 723, 724, 725, 726ABCDEGH, 727ACDEF, 728ABCEIJ, 729ABCEF, 730BCD, 731AEFG, 732ABCDEGHIJKL, 733, 734, 735ACDE, 736ABCDFGHIJLMNO, 737, 738ABDEFGH, 739ABCDEF, 740BCEG, 741ABD, 742, 743ABCDEGHIJ, 744ABCDF, 745AE, 746ABD, 747, 746ABD, 749ABCDGH, 750AFGHI, 751ABDFGIJ, 752, 753, 754ACDEFGH, 755BCDE, 756ACEJK, 757ABCEFG, 758, 759ABCDEHIJKLMN, 760, 761ABCDEHJLM, 762	1,964
合計		10,880

2 生活環境の整備に関する事項

生活環境の整備計画

施 設 の 種 類	位 置	規 模	対 図 番 号	備 考
<該当なし>				

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

林内路網の整備や高性能林業機械の導入を図り、木材加工工場への安定した原木供給体制を整備し、また、木材加工工場で生産される製品のPR等を行い、木材加工工場を中心とした地域振興を目指す。

4 森林の総合利用の促進に関する事項

森林の総合利用施設の整備計画

施 設 の 種 類	現 状 (参 考)		将 来		対 図 番 号
	位 置	規 模	位 置	規 模	
200年の森	阿毘縁	2.0 km			
出立キャンプ場	湯 河	0.3 km			

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

湯河地区及び新屋地区の町有林において山林整備の一環として、収穫された木材の炭焼き体験等を実施し、資源の循環利用の重要性について普及する。また特用林産物の普及拡大のため各種学習会などを実施する。

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

本町の中心を流れている日野川はその周辺及び下流域の日南町の水源として重要な役割を果たしている。

このようなことから、下流の住民団体等へ水源の森林造成に参加してもらうように積極的に働き

かけることとする。

(3) その他

大学、団体等による日野川源流域の森林資源の有効活用及び、研究、研修利用を図る。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

森林経営管理制度の円滑な実行確保を図るため、県等の指導機関、森林組合や林業アカデミーとの連携をより密にし、事業の推進を図ることとする。

7 その他必要な事項

(1) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

森林施業の円滑な実行確保を図るため、県等の指導機関、森林組合との連携をより密にし、普及啓発、経営意欲の向上に努めることとする。

(2) 町有林の整備

本町は現在スギ、ヒノキの人工林を中心に 2,280ha の森林を所有している。人工林について、保育間伐等の施業を適切に実施し、水源かん養等の森林の持つ機能を最大限に発揮するよう努め、経営モデルとして指導的役割を図る。

(3) 森林認証の推進

本町は現在、町有林及び民有林を含めて約 20,000ha の F S C 森林認証を取得している。今後とも町内森林所有者に森林認証の参加を働きかけ、町内全域での認証を受けることを目標に、推進に努める。

(4) 資源の有効活用

林地残材等について、林外搬出により資源として有効活用を図るものとする。

別表 1

区 分	森 林 の 区 域
水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	101ABCDEFGHijkl, 102A, 103AB, 105ABCD, 106ABCDEFGHij, 107ACDJK, 108D, 110BCD, 111C, 112ABCDEF, 113BDE, 114ACDEF, 115C, 116B, 117BC, 118, 119A, 120BC, 122D, 123ABC, 124A, 125ACDE, 126AB, 127ABC, 128A, 129A, 130AB, 201A, 202AB, 204A, 205CE, 207B, 208BCDE, 209ABCE, 210A, 211, 212, 213, 214, 215, 216A, 217DEF, 218A, 219ABCE, 220, 221A, 222, 223, 224A, 225A, 226A, 227A, 230ABCD, 231B, 233, 234A, 235BDEFG, 237ABCDEF, 238BC, 239AB, 240AB, 243, 246ABC, 247C, 248, 249, 250ABC, 255D, 256AB, 257BC, 258A, 259DEFGHijkl, 260ABCD, 261AB, 262ABCD, 263ABDE, 264ABCEFG, 301E, 302, 303ACDE, 304BC, 305ABC, 306BCDEFGHI, 307A, 308DEF, 317, 319A, 323H, 324, 325, 326, 328, 329, 331, 332DEFG, 333ABC, 339CD, 340B, 341, 342, 343, 344, 345, 346, 347A, 348ABDEFGHIJK, 349ABCDEF, 350ABCEFGHIJ, 351E, 355B, 356C, 357ABC, 358, 360AB, 361AB, 364B, 365EFGHI, 366AC, 367, 368, 369, 370ABM, 401A, 402A, 405BC, 406, 408, 409, 410, 411, 412AB, 414, 415DEF, 416AB, 417ABC, 423, 425, 426BCDE, 427ACEFGH, 429AB, 430AB, 431, 432, 436A, 437, 438A, 439A, 440ABD, 441AB, 442ABC, 443AB, 444A, 445H, 446, 451M, 454ACDFGHI, 455, 456AB, 457A, 458A, 459ABCD, 460A, 461ABDEFGH, 462DEFI, 464, 465, 466, 467D, 468ABCD, 469AB, 470B, 473ABCDEF, 474EFG, 476AB, 478A, 501E, 502BGHI, 504I, 505, 506DE, 510, 513, 515EF, 516BCDF, 519BCDEFGHIJK, 520CEFGK, 521A, 522A, 523, 525, 528A, 540, 545D, 546AD, 547C, 550AB, 612C, 613G, 614A, 615, 616, 617, 618, 619, 620A, 622, 623, 624G, 625, 626B, 627A, 628A, 629H, 630A, 634ABCD, 635AB, 636, 637, 638AB, 639D, 640BCGHIJ, 641, 642, 643, 644D, 648DEFGHILM, 701, 702, 703CDFG, 705BC, 706B, 707C, 708D, 709C, 710C, 711BE, 713BC, 714A, 723B, 724CF, 725B, 726EFG, 727BD, 728M, 729E, 730E, 731D, 732FGH, 734B, 737JKL, 738D, 743EF, 744F, 746B, 756CDFGHI, 758D, 759F, 760 (区域面積：16,793ha)
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	101EFG, 107FG, 109BEFGIJ, 112G, 113CDE, 114ABC, 115B, 116AB, 119D, 121C, 127D, 208A, 209CE, 217ABC, 230F, 235AC, 236BDGIJM, 241BCG, 251AB, 252FI, 253A, 254B, 258B, 260D, 263C, 264ABI, 306I, 307A, 308GH, 309BCDK, 310ABDEF, 311DGHGHIJKMN, 314FH, 318C, 319BCDEFG, 320BG, 321ABCHL, 322CDFGH, 323ACFJ, 332AGH, 333DFGH, 334, 335EFIJ, 336ADEF, 337CEFGH, 338IMPQ, 339A, 340A, 348BEJL, 350DHIKLM, 351CDGI, 352EFGHIJKLMOPQ, 353CFG, 354ABDG, 355CD, 356B, 359AB, 361B, 362ACDE, 363BCF, 364ABEGH, 365ABEF, 366B, 372B, 403B, 404AD, 413C, 414A, 415A, 417E, 419BCD, 420CDE, 421DE, 422BCDE, 424ACG, 428AB, 429C, 436A, 438ABCD, 444BCDEF, 448ACFGH, 449ABCEFH, 450BEG, 452DE, 453B, 454MN, 456D, 459EFH, 460C, 461H, 462ABCGHJ, 463ALMNOQ, 467A, 470B, 474B, 475CD, 476E, 477D, 479CD, 501DEF, 502ABCDEFH, 503A, 504FM, 506CDF, 507AEFGH, 508BD, 509ADFG, 510AD, 511ABCDEFGHI, 512ABCDFGHIJ, 513ABCEI, 514ACDEFG, 515ABDEFGHI, 516D, 517ABCEG, 518BGHI, 520AH, 527A, 529AB, 532BHIJ, 533CDF, 534CEFHI, 535ABCDFGHI, 536BCEFG, 537AFH, 538AB, 541E, 542DEGHMNO, 544BCDEF, 545AHJK, 546DE, 550ACD, 601G, 602FGHI, 603ABCDEF, 604A, 605D, 606AG, 607ABCDH, 608ABCDF, 609ABCDFHJKO, 610ABCD, 611IK, 612DJ, 613BCG, 614A, 621ABCDFGHIJ, 624ACE, 626BC, 627ABCDE, 628AB, 629ABCDEH, 631ACF, 632ABCDH, 633B, 634BD, 639GHI, 640ADEI, 641, 642A, 643, 644ABCEFG, 645CFGHIKLMNO, 646BCDEGHIJKMO, 647DEFGHI, 648BFJM, 649ACDEFG, 701D, 703I, 704ABCDE, 705D, 707, 708ACE,

区 分	森林の区域
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	709AEFGH, 711AC, 712ACDE, 713AC, 715A, 718BC, 719AG, 720AB, 722BCF, 723BDG, 724AD, 726BCDEGH, 727AF, 728BCDEFGHIKL, 729ABCD, 730ACD, 731BG, 732DEFIJK, 733AB, 734C, 735ABCDE, 736ABDGH IJKLMNO, 737ABCDEF GHIJKLM, 738BCEFH, 739ADEF, 741BD, 743ABCEFGHIJ, 744ABCDE, 745ABCDFG, 746ABCD, 747ABCDE, 748ACEH, 749CDEGH, 750ACDEFGHI, 751ABCEFGHIK, 752EFG, 753ABC, 754ABEH, 755AE, 757G, 758BGH, 759BCDJKLMN, 761ABCDEF GHIJKLM, 762ABCEFGHIJK (区域面積：7,095ha)
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	201A, 202ABC, 203A, 204AB, 205ABCDE, 206A, 207, 208ABCDE, 225A, 226A, 227A, 228A, 229A, 230ABCDEF, 231AB, 232, 243B, 244A, 245A, 406ABD, 407, 408, 409, 410, 411A, 415CDEF, 416, 417ABD, 423BC, 425B, 426E, 427H, 430B, 431B, 432B, 440A, 441A, 442A, 459AB, 460A, 461CD, 462E, 463C, 464, 465, 466A, 470A, 501ABCDEF, 502ABCDFIJ, 546AB, 548, 549AB, 550ABCDE, 625, 701H, 702ABC, 703CDFG, 705C, 709BCDF, 721ABC, 722AFHI, 723ABCDFG, 724ABCDEF, 725, 754FGH, 755ABCDE, 756ABCD, 758H (区域面積：4,096ha)

区 分	森 林 の 区 域
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	101ABCDEFGHILMN, 102ABC, 103, 104ABCDE, 105ABCD, 106, 107ABCDEFGHijkl, 108ABCDEFGH, 109ABFHIJ, 110ABCD, 111ABC, 112ABCDEFGH, 113ABE, 114, 115ABCD, 116B, 117ABC, 118, 119ABCD, 120ABCD, 121ABCD, 122ABCD, 123ABCD, 124A, 125ABCDE, 126AC, 127CD, 128A, 129A, 130ABC, 203A, 204AB, 205ABCE, 206A, 207, 209BD, 210AB, 211, 212, 213, 214, 215BCD, 216AB, 217AD, 219ABCDE, 220, 221AB, 222, 223, 224A, 225A, 226A, 227A, 228A, 229A, 230ABCDE, 231AB, 232, 233, 234AB, 235ABCDEFGH, 236ABCDEFGHJLMNO, 237ABCDE, 238ABC, 239AB, 240AB, 241ABCDEFGH, 242AB, 243, 244A, 245A, 246ABCD, 247C, 248, 249, 250ABC, 251ABCDEFGHij, 252ABCDEFGH, 253ABDEFGHIJKL, 254BCD, 255ABCD, 256ABCD, 257BC, 258A, 259CDFGL, 260BC, 261AB, 262AC, 263ABCDE, 264ABCDEFGH, 301CDE, 302, 303B, 304, 305B, 306ABCDEFGH, 307ABCDEFGHIJKMNO, 308ABCEFH, 309EFGIJK, 310BCF, 311ABCDEFGHILN, 312ABCDEFGH, 313EIJKL, 314ACI, 315, 316ABCD, 317, 318CK, 319ABEFGHIJKLM, 320ABCDE, 321ACDEFGHIJKL, 322CDE, 323ABIJ, 324, 325, 326B, 328, 329, 331, 332ABCDEFGH, 333ACDEFGH, 334, 335ABCDEFGHij, 336BCDG, 337ABDEGH, 338ABCEFGHIJKLMNOPQ, 339BCD, 340, 341, 342, 343, 344, 345, 346, 347, 348ABCDEFGHJK, 349ABCDEFGH, 350ABCDEFGHIJKM, 351BEFGH, 352ABCDGLMOPR, 353ABDEFGH, 354ABDEFG, 355ABCDE, 356AC, 357ABC, 358, 359B, 360AB, 361AB, 362BEFG, 363ADE, 364BCEG, 365CDEFGH, 366AGI, 367BCDE, 368, 369, 370ABCDEFGHJK, 371ABCDEFGH, 372, 406, 407, 408, 409, 410, 411, 415, 416, 417, 419CD, 420ABCDE, 421ABCDEFGH, 422CDF, 423, 424BDEFG, 425, 426, 427ABDEFGH, 428BCDE, 429AC, 430AB, 431, 432, 433AB, 434ABCD, 435ABCD, 436A, 437, 440CD, 441, 442BCD, 443BC, 444AB, 445ABCDEFGHijk, 446A, 447ABCDEFGH, 448ABCDE, 449ABCD, 450BCD, 451CDEFHijL, 453A, 454IJKLP, 456AC, 457B, 458BC, 459EFG, 461D, 462BGH, 463CD, 464BD, 465, 467BCDFG, 468ABC, 469AB, 470C, 473BCDEF, 474E, 476DE, 477D, 479F, 501C, 502FG, 503CDEFGH, 504BCDEGHIJKLM, 505, 506BCDEFG, 507AB, 508ABCD, 509BCDEF, 510, 511ABCEFG, 512CDJ, 513, 514CDE, 515BCHI, 516ACDEFG, 517ABCD, 518BCDG, 519ABCDEFK, 520BEFM, 525, 528A, 530, 532ACDEFG, 533F, 534DFG, 537EF, 539ABCD, 540, 541AB, 542A, 546A, 547, 548, 601CDEGHI, 602ABCDEF, 603BCDE, 604A, 605ABCD, 606BCDEFGHIJK, 607ACDEFGH, 608ACEF, 609ABCDEFGHIJKMO, 610AHIJ, 611EFGH, 612ABCDEFGHIJK, 615, 616, 617, 618, 619BC, 621J, 622, 623, 624ABCDEF, 625, 626ABC, 627ABDE, 630, 631DEG, 632DI, 633BCDEFGHIL, 634A, 635A, 636, 637, 638A, 639ACDEF, 640CIJ, 641AB, 642B, 643, 644ABCDEF, 645ABCJKLP, 646BCDEFGHIJKLMNO, 647ABCDFGHI, 648BCDEFGHIJKLMNO, 649ABCDEF, 701ABDEGH, 702ABC, 703, 704ABE, 705, 706, 707ADE, 708ABCDE, 709ABCDEFGH, 710ABCDE, 711ABCDF, 712ABCDE, 713ACDE, 714ABCD, 715ABCDE, 716, 717, 718AB, 719ABCDF, 720DE, 721ABCDE, 722ABCDEF, 723ABCDEF, 724ABCEF, 725, 726ABCH, 727ACEF, 728ABCDGHIJKL, 729ACF, 730ABCD, 731ABEFG, 732ABCDEFIJKL, 734AC, 735C, 736BCDEFGHIJK, 738ABEFGH, 739BDG, 740BCEFGH, 741AB, 742AB, 743, 744ABCDEF, 745FG, 746AC, 748CEG, 749BC, 750BDEFGH, 751EIJ, 752BCDFG, 753ABDEFG, 754CDEG, 756DEFGH, 757ABCDEF, 758ABCEFGH, 759ABCDEGHIKLN, 760B, 761ABCDEGHIJL, 762BCEFGH (区域面積：22,610ha)

区 分	森 林 の 区 域
内、特に 効率的な 施業が可 能な森林	101ACDFGM, 102ABC, 103, 104ABCDE, 105ACD, 106, 107ABCDEFGHijkl, 108ABF, 109I, 110AC, 112CD, 113AB, 114D, 115ACD, 116B, 117ABC, 118ACD, 119A, 120ABCD, 121ABCD, 122ABCD, 123AC, 129A, 130C, 204A, 211A, 212, 215BCD, 216B, 217AD, 219B, 220, 222B, 230E, 231AB, 232, 234B, 235CFH, 236CDEFGln, 237EF, 238A, 240B, 241ABDEF, 242B, 244A, 246D, 247C, 248, 249, 250ABC, 251ABCEGI, 252ABCDEFGHl, 253ABDFGHIL, 254BD, 261B, 263F, 301E, 302BC, 304C, 305B, 306ABCDEFGHl, 307ABCDEFGHlJKMNO, 308ABCEFH, 309EFGIJ, 311ABCDEFGHIN, 312ABCDEFGH, 313IJK, 315, 316BCD, 319HKLM, 320ABCD, 321H, 323J, 324B, 329, 332ABCfHI, 333DEFH, 335ABCEFGHlJ, 336BCD, 337GH, 338ABCEFGHJKLMNOP, 339B, 340, 341, 342, 345, 346, 347, 348BCEfJK, 349ABDEFH, 350ABCDEFGH, 351BGH, 352LMR, 353FH, 354BDFG, 355AB, 357ABC, 358, 360A, 362FG, 364B, 365CDFGHl, 366A, 367DE, 368, 369ABCDEF, 370AD, 371HI, 372ACE, 406BCD, 407, 408B, 409, 410B, 411AB, 415, 416, 417, 420CEF, 421ABCDEFGH, 422CD, 423BC, 425, 426BCDE, 427DEFGH, 428D, 430AB, 431B, 432B, 433AB, 434AC, 435AC, 437, 441C, 442CD, 443BC, 444AB, 445ABFGH, 446A, 447ABCDEFGH, 448ABCDE, 449ABCD, 450BCD, 451CDEFHlJL, 458BC, 459EFG, 462BGH, 463CD, 464B, 467CDFG, 469A, 470C, 476E, 503CDEFGHl, 504EGHlJL, 505, 506CDEF, 508A, 510ACD, 511G, 512CDJ, 513, 514CDE, 515BCHI, 516CEF, 517AC, 518BCDG, 519ACDEFK, 520BM, 532ACDEFG, 534FG, 537EF, 540, 541B, 542A, 546A, 547, 548, 602AE, 603BC, 604A, 605ABCD, 606BGHIK, 607CDGHI, 608AEF, 609ABCDEJMO, 610A, 611GI, 612D, 616AB, 619BC, 621J, 624ABCDEF, 625, 626AC, 627BDE, 630, 631G, 633EGHIL, 634A, 635A, 637, 639ACDEF, 640IJ, 641AB, 642B, 643, 644ABCDE, 645BCJKL, 646CDEFIJMNO, 647BCDG, 648CDEFIJKLNO, 649FG, 703DFHlJ, 704AE, 705, 706, 707AE, 708BE, 709BCEFGH, 710ABDE, 711ACDF, 712ABDE, 713ACDE, 714BD, 715AD, 721ADE, 722ABCDEFGHlK, 723CDEFGH, 724ABCEf, 725A, 726ABCH, 727ACEF, 728ABCDGHlJKL, 729ACF, 730ABC, 731BEFG, 732ABCDEJKL, 736BCDEFGHlJK, 738ABEFGH, 739BG, 740B, 741B, 742AB, 743, 744ABCDE, 745FG, 746A, 748CE, 749C, 750BDEFGHl, 751EIJ, 752BC, 753ABDEFG, 754CDEG, 758ABCEFGH, 759ABCDGIKLN, 761ABCDHlJL, 762BCEFGH (区域面積 : 10,977ha)

別表 2

区 分	森 林 の 区 域
伐採の延長を推進すべき森林	101ABCDHIJKL, 102A, 103AB, 105ABCD, 106ABCDEFGH, 107ACDJK, 108D, 110BCD, 111C, 112ABCDEF, 113B, 114DEF, 115C, 117BC, 118, 119A, 120BC, 122D, 123ABC, 124A, 125ACDE, 126AB, 127ABC, 128A, 129A, 130AB, 209AB, 210A, 211, 212, 213, 214, 215, 216A, 217DEF, 218A, 219ABCE, 220, 221A, 222, 223, 224A, 233, 234A, 235BDEFG, 237ABCDEF, 238BC, 239AB, 240AB, 243A, 246ABC, 247C, 248, 249, 250ABC, 255D, 256AB, 257BC, 258A, 259DEFGHIJKL, 260ABC, 261AB, 262ABCD, 263ABDE, 264CEFG, 301E, 302, 303ACDE, 304BC, 305ABC, 306BCDEFGH, 308DEF, 317, 319A, 323H, 324, 325, 326, 328, 329, 331, 332DEF, 333ABC, 339CD, 340B, 341, 342, 343, 344, 345, 346, 347A, 348ADFGHIK, 349ABCDEF, 350ABCEFGJ, 351E, 355B, 356C, 357ABC, 358, 360AB, 361A, 365GHI, 366AC, 367, 368, 369, 370ABM, 401A, 402A, 405BC, 406C, 411BC, 412AB, 414B, 417C, 423AD, 425A, 426BCD, 427ACEFG, 429AB, 430A, 431A, 432A, 437, 439A, 440BD, 441B, 442BC, 443AB, 444A, 445H, 446, 451M, 454ACDFGHI, 455, 456AB, 457A, 458A, 459CD, 461ABEFG, 462DFI, 466B, 467D, 468ABCD, 469AB, 473ABCDEF, 474EFG, 476AB, 478A, 502G, 504I, 505, 506E, 510BC, 513DFGH, 516BCF, 519BCDEFGHIJK, 520CEFGK, 521A, 522A, 523, 525, 528A, 540, 545D, 547C, 612C, 615, 616, 617, 618, 619, 620A, 622, 623, 624G, 630A, 634AC, 635AB, 636, 637, 638AB, 639D, 640BCGHJ, 642B, 644D, 648DEGHIL, 701ABCEFG, 702DEFG, 705B, 706B, 708D, 710C, 711BE, 713B, 714A, 726F, 727BD, 728M, 729E, 730E, 731D, 732GH, 734B, 738D, 744F, 756FGHI, 758D, 759F, 760 (区域面積 : 13,076ha)
長伐期施業を推進すべき森林	101EFG, 107FG, 109BEFGH, 112G, 113CDE, 114ABC, 115B, 116AB, 119D, 121C, 127D, 201A, 202ABC, 203A, 204AB, 205ABCDE, 206A, 207, 208ABCDE, 209CE, 217ABC, 225A, 226A, 227A, 228A, 229A, 230ABCDEF, 231AB, 232, 235AC, 236BDGIJM, 241BCG, 243B, 244A, 245A, 251AB, 252FI, 253A, 254B, 258B, 260D, 263C, 264ABI, 306I, 307A, 308GH, 309BCDK, 310ABDEF, 311DGHJKLMN, 314FH, 318C, 319BCDEFG, 320BG, 321ABCHL, 322CDFGH, 323ACFJ, 332AGH, 333DFGH, 334, 335EFIJ, 336ADEF, 337CEFGH, 338IMPQ, 339A, 340A, 348BEJL, 350DHIKLM, 351CDGI, 352EFGHIJKLMOPQ, 353CFG, 354ABDG, 355CD, 356B, 359AB, 361B, 362ACDE, 363BCF, 364ABEGH, 365ABEF, 366B, 372B, 403B, 404AD, 406ABD, 407, 408, 409, 410, 411A, 413C, 414A, 415ACDEF, 416, 417ABDE, 419BCD, 420CDE, 421DE, 422BCDE, 423BC, 424ACG, 425B, 426E, 427H, 428AB, 429C, 430B, 431B, 432B, 436A, 438ABCD, 440A, 441A, 442A, 444BCDEF, 448ACFGH, 449ABCEFHIK, 450BEG, 452DE, 453B, 454MN, 456D, 459ABEFH, 460AC, 461CDH, 462ABCEGHJ, 463ACLMNOQ, 464, 465, 466A, 467A, 470AB, 474B, 475CD, 476E, 477D, 479CD, 501ABCDEF, 502ABCDEFHIJ, 503A, 504FM, 506CDF, 507AEFGH, 508BD, 509ADFG, 510AD, 511ABCDEFGHI, 512ABCDFGHIJ, 513ABCEI, 514ACDEFG, 515ABDEFGHI, 516D, 517ABCEG, 518BGHI, 520AH, 527A, 529AB, 532BHIJ, 533CDF, 534CEFHI, 535ABCDFGH, 536BCEFG, 537AFH, 538AB, 541E, 542DEGHMNO, 544BCDEF, 545AHJK, 546ABDE, 548, 549AB, 550ABCDE, 601G, 602FGHI, 603ABCDEF, 604A, 605D, 606AG, 607ABCDH, 608ABCDF, 609ABCFHJKO, 610ABCD, 611IK, 612DJ, 613BCG, 614A, 621ABCDFGHIJ, 624ACE, 625, 626BC, 627ABCDE, 628AB, 629ABCDEH, 631ACF, 632ABCDH, 633B, 634BD, 639GHI, 640ADEI, 641, 642A, 643, 644ABCEFG, 645CFGHIKLNO, 646BCDEGHIJKMO, 647DEFGHI, 648BFJM, 649ACDEFG, 701DH, 702ABC, 703CDFGI, 704ABCDE (区域面積 : 10,766ha)

区 分		森 林 の 区 域
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林 (択抜によるものを除く)	該当なし
	択抜による複層林施業を推進すべき森林	該当なし
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		該当なし